

**高野伸生委員** 自民党の高野です。

それでは、私のほうから、まず区長の自由経費におけるこども学習サポート事業について質問させていただきます。

先日の決算特別委員会の答弁にありましたように、市政改革プランに基づく区長の自由経費については区役所が実施する区のまちづくりなどのための事業予算、あるいは区役所施設の維持管理予算については区長自由経費として扱う。一方で、区シティ・マネージャーの補助組織である局が実施する区内の基礎自治に関する事業、道路や公園の維持管理予算については区シティ・マネージャーの自由経費として使うというものであります。

そこで、この区長自由経費ですが、住之江区ではこの一つとしてこども学習サポート事業が行われていますけれども、その目的や内容について、まずお伺いしたいと思います。

**坂田住之江区役所政策推進主幹** お答えいたします。

小・中学生の学力向上を図るためには学習習慣の定着や学習意欲の高揚が重要です。しかし、自発的に学習習慣の定着が図れない児童も多く存在します。こうしたことから、昨年度開催しました住之江区区政会議こども教育部会では、区内の子供たちの学力向上のために夏休み等の長期休業期間中に学習指導を行うことができないかという御意見をいただいたところです。

そこで、住之江区では、区政会議でいただいた御意見を具体化し、また小学校・中学校の先生方からも御意見をいただき、区内小・中学校の児童・生徒の学力向上と教育環境の整備を目的にこども学習サポート事業を今年度から実施しております。具体的には、区内の公立小学校 15 校、公立中学校 7 校に、主に夏休みなどの長期休業期間中に学習指導員を派遣し、学習習慣の定着や授業で学んだことの復習のため学習指導をしております。

今年度の予算といたしましては 596 万 6,000 円を計上しているところです。以上です。

**高野伸生委員** 区長の自由経費でこども学習サポート事業を行われている区は、調べますと住之江区と平野区の 2 区だけであります。

そこで、一方、学習支援の事業としてずっと以前から教育委員会が放課後ステップアップ事業というのを実施してるんですけども、子供たちの放課後の支援を行っている認識している放課後ステップアップ事業の目的・内容、また平成 25 年度の決算額についてお伺いしたいと思います。

**稲森教育委員会事務局指導部首席指導主事** お答えいたします。

放課後ステップアップ事業では、市内全ての小学校におきまして学生など地域の人材を指導

員といたしまして配置し、放課後に児童が自主学習できる場を設定しております。希望する児童が参加して指導員のもとで自主学習に取り組むことで、自主学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指しております。

放課後ステップアップ事業の実績といたしましては、市内全小学校の児童のうち約3割が登録しており、実際の出席率はそのうちの約6割というふうになっております。ただし、学校によりましては希望者はもっと多い場合がございます、教室の容量や、また指導員の人数の関係で登録を制限しているところもございます。

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査からは、家で授業の復習をしている児童・生徒は増加傾向にございます。また、参加している児童からは、勉強が楽しくなった、放課後ステップアップが楽しいなどの声が聞かれ、放課後ステップアップ事業の取り組みが成果を上げていることが認められております。

また、平成25年度の本事業の決算額は5,483万7,000円となっております。以上でございます。

**高野伸生委員** 今お聞きのように、平成25年度の決算額で約5,500万、これは24区の全部の事業費です。住之江区で特に夏休みの期間中に指導員を派遣するこども学習サポート事業、これは区長自由経費として約590万円ということですが、大体これ1割ですね。教育委員会がやってる事業に1割プラスして住之江区の場合やっていると、こういう形が現状だと思います。

そこで、この事業は教育委員会がやっていると住之江区がやっていると少し違いがわからないという声をよく耳にするんですけども、区役所がこども学習サポート事業を始めたとして、一方で教育委員会がやってる放課後ステップアップ事業と同じとちゃうんかという声も聞かれるんですが、こども学習サポート事業と放課後ステップアップ事業の違いは本来どこにあるんですか。

**坂田住之江区役所政策推進主幹** お答えします。

学習習慣の定着については学習指導などの継続的な取り組みが必要ですが、長期休業期間等により指導に空白が生じるおそれがございます。こうしたことから、住之江区のこども学習サポート事業では、夏休み等学校の長期休業期間中に、過去に非常勤講師等を含む教員または学習塾等の講師として勤務した経験を有する者を派遣し、学習指導を行っております。この仕組みにより、長期休業期間中における学習支援の強化により学習習慣を継続的に定着させることや、授業で学んだことを復習させることで学習意欲を高揚し、学力の向上を図っております。

なお、教育委員会事務局が実施している放課後ステップアップ事業につきましては、学期期間中の放課後に自主学習の場を提供する制度になっております。以上です。

**高野伸生委員** 違いはそういうことなのでしょうけど、結局、今、区がやっている学習サポート事業というのは、本来、区が履行確認しなければならないんです。いわゆる区役所が区内の小・中学校と意見交換しながら、実際に事業は委託するんです、派遣事業者に。そして、その派遣業者、委託業者がどういう内容を伴って派遣されてやってるのか、そこらの内容がよく把握できてないんじゃないかという声も聞くんですけれども、実際、この事実関係、委託業者がやってることをちゃんと把握されてますか。

**坂田住之江区役所政策推進主幹** お答えします。

委託事業者の履行確認につきましては、毎月各学校から使用時間の報告を受けるとともに、指導状況について学校の意見を聞くなど、適正に履行確認を行っているところでございます。

**高野伸生委員** 実は私、何でこの問題取り上げたかといいますと、一番最初に教育委員会に区のやってる学習サポート事業と放課後ステップアップとどない違うんかと聞いたたら、区のやってるほうの内容を余り市教委も把握してなかったんで、そこで何でやろうかと、同じ教育事業をやっておって。特にこれ義務教育ですよ、小学校・中学校ですから。義務教育というのは機会均等です、基本的には。それから、やっぱり公正でなければならない。どうして市教委がそれを把握してないんだらう。区役所に聞いたたら市教委とは資料を交換していろんな相談をしたということなんですけど、そこで、これは区長の自由経費として上がってるんですよ。

そこで、住之江区長さんはこれ以外にも今回、教育関係で区の重点的に取り組む施策として、こども学習サポート事業以外に小学生の学習意欲向上ということでいわゆる漢字検定に136万4,000円の予算、それから中学生の英語力向上ということで英語検定の予算112万6,000円、これも施策としてつけております。こども学習サポート事業も施策自体に、私はこのことに対して批判するとかそういう問題で話をしてるんじゃないんですけども、区としてこれを選定した理由がもう一つよくわからないんです。というのは、聞くところによると区政会議で要望が出たからということなんですけど、区長の独自事業としてどうしてこの事業、教育関連事業を、本来教育委員会がやっている事業をなぜ積み増しみたいな形で選んだのかよくわからんので、お聞きしたいんです。区長さん、ちょっとお願いします。

**高橋住之江区長** お答え申し上げます。

住之江区では、御指摘のようにこども学習サポート事業のほか、中学校で生徒たちに英検を受けてもらう事業でございますとか小学校で児童に漢検を受けていただく事業に区長自由経費を活用させていただいて、区役所と学校が一体になって取り組んでおるところでございます。保護者からも結構よい評判をいただいております。

これらの事業は区政会議のこども教育部会において御提案をいただいたものでございます。

実は、少し残念なことではあるんですけども、住之江区の小・中学校なんですけども、全国学力調査での大阪市平均との比較においてやや心もとない状況でございます。そういったことから、学校の先生方との意見交換を経まして、住之江における子供の学力向上のため、市教委のナショナルミニマムにプラスする形でこれら自主事業を実施することにしたものでございます。

また、教育施策の充実というのは子供の学力向上以外にも子育て世帯の転入をふやしたり転出を減らすといった効果も期待できるところでございまして、市の平均に比べて高い高齢化率、ハイピッチで進むと予想されております住之江区には有用な事業ではないかと考えておるところでございます。このようなことから、引き続きこれらの事業を最大の効果が出るように手直しもしながら実施してまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

**高野伸生委員** 若い人に、特に子育て世帯に居住場所を選択する魅力の一つになるようにという意味もあるんでしょうけど、そうですね。でも、今問題なのは、住吉市民病院を廃止して周産期医療・小児医療が低下する、このことが我々にとって今一番心配なことで、こういう問題も確かに大事なことだと思いますけどね。

私、実はこれ、何か聞きましたら、教育委員会のやってるステップアップ事業に派遣されている人たちは時給 900 円なんです。必要な免許とかそんなんは特に指定してない。ところが区のほうは、時給 1,300 円、必要な条件、免許とかは特になしと書いてあるんですが、ただし、児童・生徒との円滑な意思疎通を図れる者であって、過去に教員または学習塾の講師として勤務した経験を有する者と、こうなっております。

そこで私、こういうことをやっぱり本局と、いわゆる実施している局と区の独自事業あるいは区のまちづくりのためにこれがええということで、区長さんの自由経費でやられるのは結構なんですけれども、本来継続してやっている事業局とよく話し合っ、その事業の必要性をお互いに補完できる関係であればいいと思うんですが、何か片一方のパフォーマンスだけ、片一方の手柄だけに終わっているような、そんなことだけは絶対やめてほしいなと思うておるんですよ。こういうことはやっぱりどこかの局がチェックして、そういうことをきっちり、話し合いはできてるんか、効果がどうなんか、効率的にできてるのかということをチェックしなきゃならんと思うんですが、これ市政改革室のPDCAの話かなと思って市政改革室に聞いたら、うちではそういうチェックはちょっと難しいということなんです。

区長の自由経費を管轄してるのは市民局ですよ。ちょっと市民局にお伺いしたいんですが、区長の政策のこういった独自の事業の実施に関して、本来の局との整合性というんか、そういうことをいかに考えておられるのか、最後にお聞きしたいと思います。

**藤野市民局区政支援室長** お答え申し上げます。

御承知のとおり、現在の区長は区長という立場と区シティ・マネージャー、さらに教育委員

会の事務局の区担当理事という3つの役割権限を兼ねておりまして、これにつきましては区の区域内におきます基礎自治に関する行政を総合的に管轄し、責任を負うという形での仕組みの整理でございます。

教育関係で申しますと、区長は区の学校協議会にも関与しておりまして、区内の教育施策の状況につきましても十分に知り得る立場であるというふうに存じております。そのため、教育委員会で行っておりますシビルミニマム的に全市共通で行っております事業に加えまして、先ほど住之江区並びに区長のほうからも御答弁ありましたけども、やはり地域の状況、要望等を踏まえましてどうしても補うべきところ、補完すべきところがある場合につきましては、一定、区長の御判断で区長自由経費を使うなりして事業をすることについては当然あり得るものというふうに考えております。

御質問の重複感とかいろんなバランスのチェックでございますけれども、基本的には区長のマネジメントという形になると思います。ただ、先ほどPDCAという形でもございましたけども、当然、区長も各事業につきましてはPDCAを回してその成果も図って、例えば区政会議なんかには御報告して評価を受けてるということもございますので、そういった区民からの評価とか区長自身の責任のもとで十分にチェックされていくと思いますし、必要に応じて私どものほうとしても支援をしてまいりたいというふうに考えております。

**高野伸生委員** ありがとうございます。

今の最後、藤野さんおっしゃったようなことだと思いますけど、やっぱりそれだけ区長さんの裁量というんか区長さん自身の権限、またこれ財源と言うたらあれなんですけど、予算も打つ権限を持ってるわけですから、そのPDCAをしっかりお願いしたいと思います。

これで私の質疑を終わります。